

改正 平成25年3月30日規則第21号 平成26年10月21日規則第58号
平成29年4月7日規則第28号 平成29年10月6日規則第39号
令和3年2月2日規則第2号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例（平成19年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(回収等の報告等が必要な場合)

第3条 条例第17条第1項の規則で定める場合は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下「販売等」という。）をした食品等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号、第2号、第3号（原産地についての表示に係る部分を除く。）及び第4号の規定は、消費者に販売された場合に限るものとする。

- (1) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において一般用加工食品（同令第3条第1項に規定する一般用加工食品をいう。次号において同じ。）について表示されるべきこととされている同項の表の上欄及び同条第2項の表の中欄に掲げる表示事項のうち原材料名、添加物、原料原産地名又は原産国名について、同条又は同令第5条第1項若しくは第8条第1号若しくは第2号に規定する基準（原材料名については、同令第3条第1項ただし書に規定する表示の基準を除く。）に合う表示がないこと。
 - (2) 食品表示基準において一般用加工食品について表示されるべきこととされている原材料名又は原産国名について同令第9条第1項第13号に掲げる表示禁止事項が表示され、又は原料原産地名について同項第6号に掲げる表示禁止事項が表示されていると認められること。
 - (3) 食品表示基準において同令第18条第1項に規定する一般用生鮮食品について表示されるべきこととされている同項の表の上欄及び同令別表第24の中欄に掲げる表示事項のうち原産地、添加物又は使用の方法について、同項又は同令第19条、第20条若しくは第22条第1項第1号若しくは第2号に規定する基準に合う表示がないこと。
 - (4) 食品表示基準において同令第32条第1項に規定する添加物について表示されるべきこととされている同条第2項の表の中欄に掲げる表示事項のうち使用の方法について、同項又は同令第35条第1項第1号若しくは第2号に規定する基準に合う表示がないこと。
 - (5) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第24条の規定により使用してはならない農薬を使用した農産物（当該農産物を原材料として使用した加工品を含む。）であると認められる場合
 - (6) 農薬取締法第25条第3項の規定に違反して農薬を使用した農産物（当該農産物を原材料として使用した加工品を含む。）であると認められる場合
 - (7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第4条第1号又は第4号の規定に違反して飼料又は飼料添加物が使用された家畜等に係る生産物（当該生産物を原材料として使用した加工品を含む。）であると認められる場合
 - (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の3又は第83条の4第2項（同法第83条の5第2項において準用する場合も含む。）の規定に違反して医薬品が使用された家畜等に係る生産物（当該生産物を原材料として使用した加工品を含む。）であると認められる場合
 - (9) 食品関連事業者が自ら設定した食品等の規格又は基準に適合しないため回収し又は廃棄する必要がある食品等と認められる場合（前各号に該当する場合を除く。）
- 2 条例第17条第1項の規定による報告は、販売した食品等に関する報告書（第1号様式）を主たる営業施設の所在地を管轄する保健所を経由して知事に提出して行うものとする。

一部改正〔平成25年規則21号・26年58号・29年28号・39号〕

(助言等の方法)

第4条 知事が条例第17条第1項の規定により報告を行った食品関連事業者に対し同条第2項の規定に基づき行う助言、指導その他支援は、次に定めるとおりとする。

(1) 報告の内容に即し、次のいずれかの処置を講ずるよう助言し、又は指導する。

ア 販売等をした食品等を回収すること。

イ 販売等をした食品等を廃棄するよう県民に対し周知すること。

ウ 販売等をした食品等に関し、科学的手法に基づく検証を実施し、食品等の取扱い又は食品等の品質について正しい情報を県民に対し周知すること。

エ 食品等の安全安心を確保するための処置として特に知事が定める処置

(2) 前号の規定による助言又は指導を行った場合において、食品関連事業者が食品等の安全安心を確保するため講ずる処置の実施が十分でなく、又は当該処置を実施できないときにあっては、次に掲げる支援を行う。

ア 販売等をした食品等の検証を実施するための技術指導、情報の提供等を行うこと。

イ 販売等をした食品等に関する情報の周知に対する協力をする事。

ウ 食品等の安全安心を確保するための支援として特に知事が定める処置を講ずること。

(食品の安全安心の確保に関する調査)

第5条 条例第18条第1項の規定による求めは、安全安心調査申出書(第2号様式)によるものとする。

2 知事は、条例第18条第1項の規定による求めに基づく調査について、実施することとする場合にあってはその旨を、実施しないこととする場合にあっては実施しない旨及び実施しないこととする理由を申出者に書面で通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月21日規則第58号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成29年4月7日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)附則第4条の規定による表示がされた同条に規定する加工食品及び添加物が消費者に販売された場合における改正後の第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月6日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に、食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第43号)附則第2条又は附則第3条の規定による表示がされたこれらの条に規定する加工食品が消費者に販売された場合における改正後の沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則第3条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この規則は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)及び食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97条)の施行日(令和3年6月1日)から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定(「上欄に」を「中欄に」に改める部分に限る。)、同項第7号及び第8号並びに第1号様式及び第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

第1号様式

(第3条関係)

第2号様式

(第5条関係)